

第199回 大阪市入札等監視委員会

1 開催日時 令和 6 年 2 月 26 日（月）14時00分から

2 開催場所 大阪市契約管財局会議室

3 議題

（1）令和 5 年10月～令和 5 年12月分の契約状況について

【審議 1】

大阪プール天井改修その他工事－ 2 . . . P 3

参考資料 . . . 別冊 1

（2）【報告 1】

指定管理者制度について . . . 別冊 2

（3）【報告 2】

競争入札参加停止措置及び資格制限運用状況総括表 . . . 別冊 3

（令和 5 年10月～令和 5 年12月分）

（4）【報告 3】

談合情報等対応状況一覧表

（令和 5 年10月～令和 5 年12月分） . . . 別冊 3

（5）【報告 4】

個別審議案件にかかる対応状況報告（令和 4 年度）

. . . 別冊 3

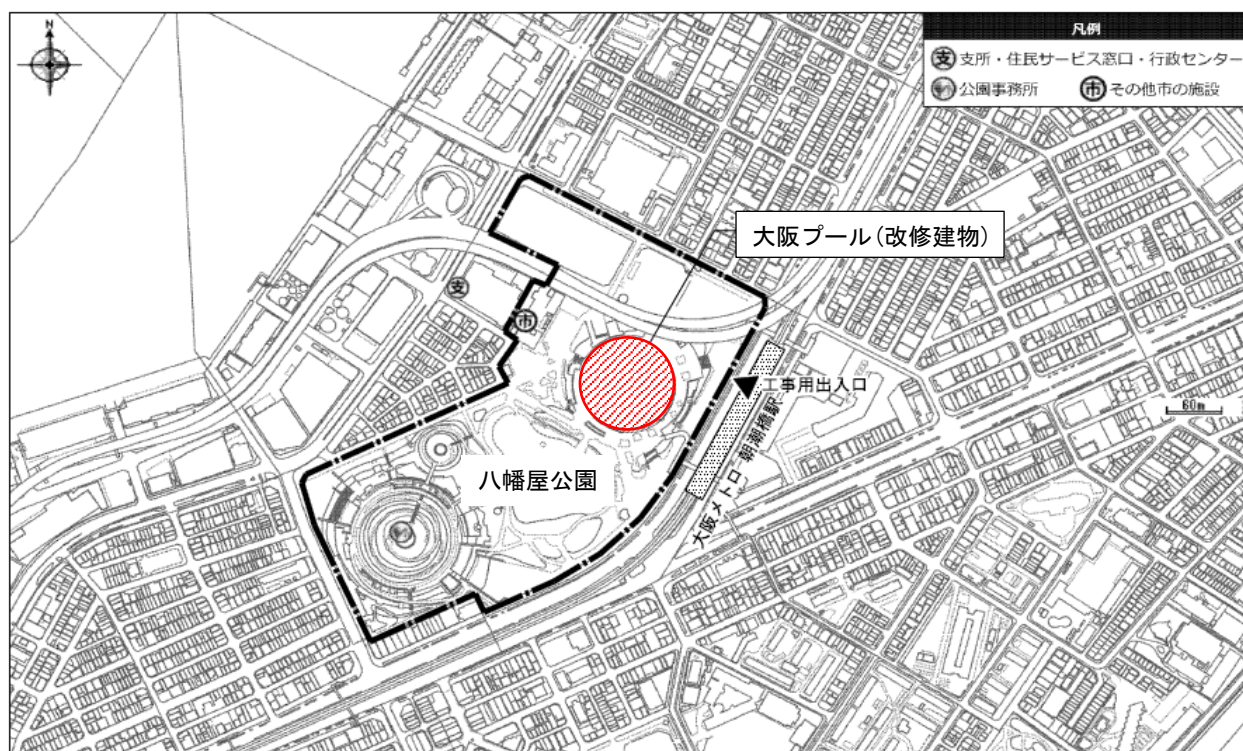
（6）その他

【工事】

契 約 方 法	事後審査型制限付一般競争入札 総合評価落札方式[特別簡易型]
発 注 局	契約管財局
事 業 主 管 局	都市整備局
工 事 名 称	大阪プール天井改修その他工事－ 2
工 事 概 要	別紙①のとおり
物 件 等 級	A
入札参加資格及び 当該資格の設定理由	別紙② 入札参加資格のとおり
公 告 日	令和 5 年 5 月 22 日
開 札 日	令和 5 年 6 月 27 日
予定価格(税抜き)	2, 049, 000, 000 円
低入札価格調査基準価格(税抜き)	1, 909, 944, 000 円
評 価 値	5. 1257 点
落札金額(税抜き) 及 び 落 札 率	2, 048, 500, 000 円 (落札率 100%)
契約金額(税込み)	2, 253, 350, 000 円 (2, 048, 500, 000 円＋消費税 204, 850, 000 円)
契 約 相 手 方	(株) フジタ
契 約 日	令和 5 年 10 月 3 日
入 札 参 加 者 数	1 者
入札経過及び入札結果	別紙③のとおり
評価項目、評価内容 及 び 評 価 基 準	別紙④のとおり
備 考	

「大阪プール天井改修その他工事－２」工事概要

- １．工事名称：大阪プール天井改修その他工事－２
- ２．受注者：株式会社 フジタ
- ３．工事場所：大阪市港区田中３丁目１－２０ 八幡屋公園内



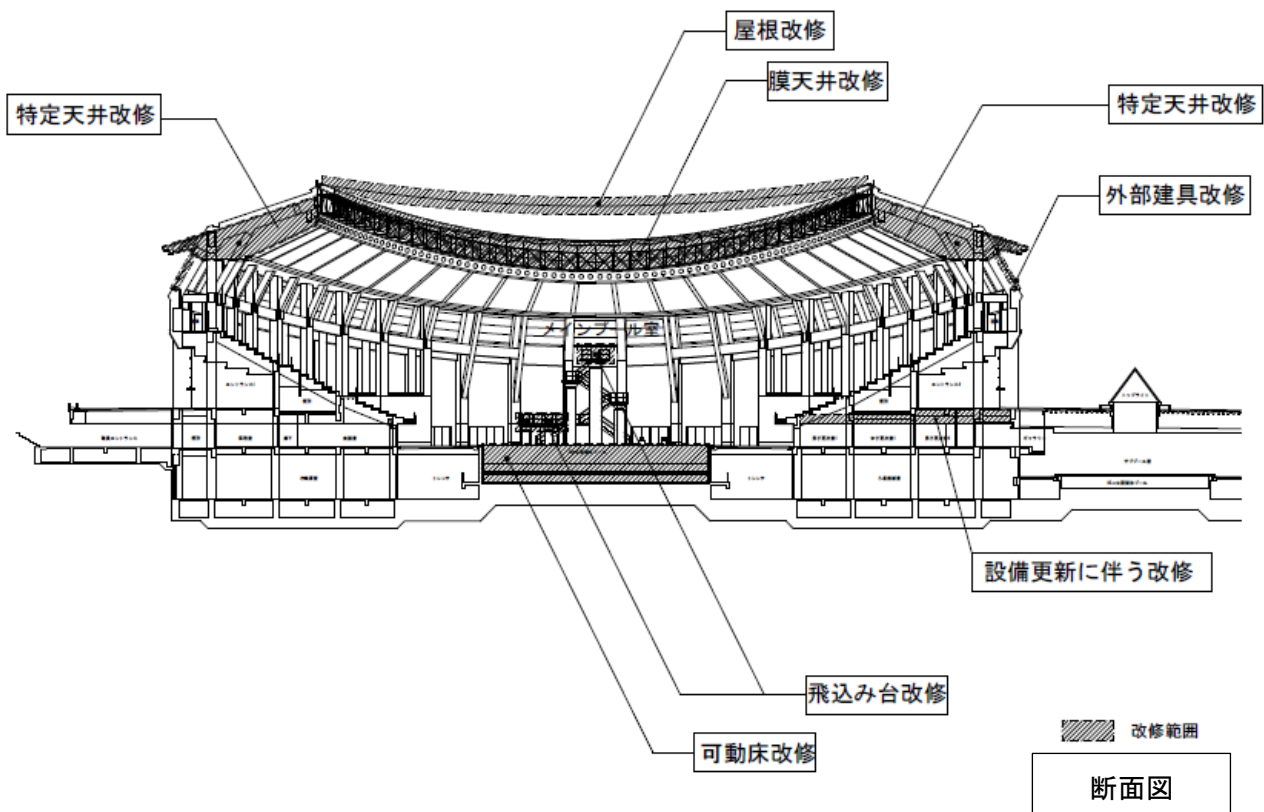
４－１ 概要

本市では、市設建築物の安全・安心を確保するため、特定天井脱落対策に取り組んできており、特定天井を有する施設について順次、対策を行っている。

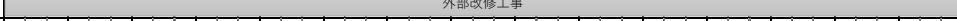
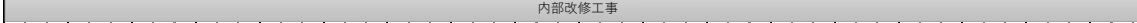
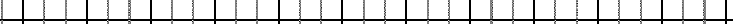
大阪プールのメインプール室（観客席や50mプール、飛込みプール）は、天井の一部が特定天井に該当していることから、安全対策の計画的な取り組みとして特定天井脱落対策（※）を実施するとともに、経年劣化した屋根・外部建具・膜天井等の改修を行う。

４－２ 工事内容（工事概要）

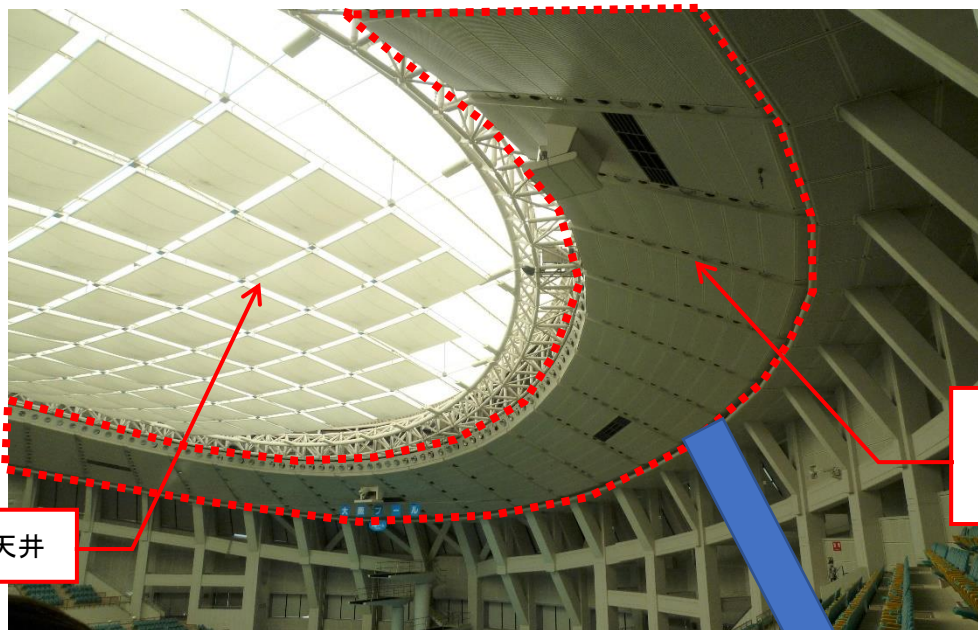
天井改修工事	特定天井改修（改修面積 2,978 m ² ）
その他	屋根改修、外部建具改修、膜天井改修 他



4-3 工程表
工期：令和5年10月3日～令和7年4月30日

年度		2023 (R5) 年度							2024 (R6) 年度										2025 (R7) 年度							
月		1	0	1	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	1	2	1	2	3	4	5		
工 程	事前準備、調査他																									
	外部改修工事																									
	仮設工事	 仮設  撤去																								
	屋根関連改修工事																									
	内部改修工事																									
	仮設工事	 養生  仮設架台・足場設置  仮設解体・撤去  仮設足場・架台撤去																								
	可動床撤去、床復旧	 解体 (可動床)  可動床設置  試運転																								
	解体撤去工事 (天井・天井内設備)	 解体 (居室天井等)  解体 (ブール天井・天井内設備等)  解体 (ブール天井・天井内設備等)																								
	天井改修工事 (上部膜及び特定天井)																									
	外部建具関連改修工事																									
内装関連工事																										
休館期間 (想定)																										

※特定天井脱落対策



既設膜天井

既存天井
(アルミパネル)
【特定天井部分】

膜天井へ改修

特定天井

構造部材

吊り天井

吊り材

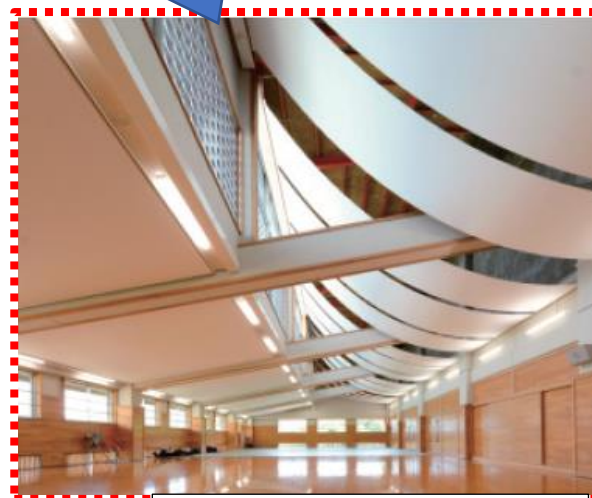
天井高さ
6m超

質量
2kg/m²超

面積200m²超

*特定天井とは「脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井」の略称で次のすべてに該当するものを示します。

- 吊り天井 ●6m超の高さにある ●水平投影面積200m²超
- 天井面構成部材等の単位面積質量2kg/m²超
- 人が日常利用する場所に設置されている



特定天井部分の改修後イメージ

※膜材メーカーカタログより

膜天井

天井面構成部材等
2kg/m²以下

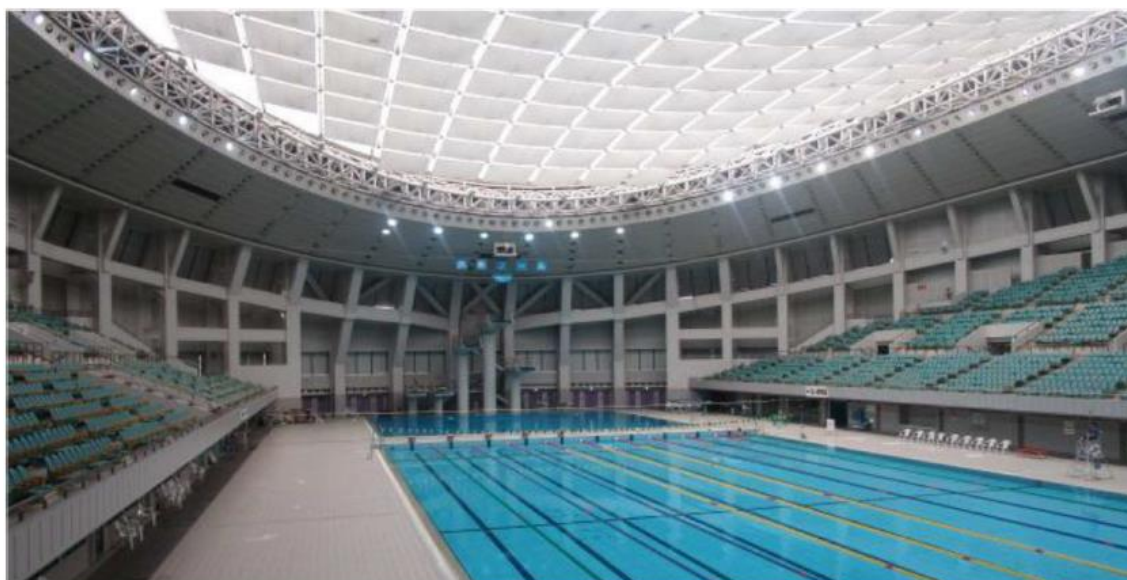
吊り天井ではない

特定天井に該当しない

外 観



内 観



(別紙 ②)

入札参加資格

- 1 令和 3・4・5 年度大阪市入札参加有資格者名簿（工事）に入札書提出時点において、[「020:建築一式工事」](#)で登録されていること
- 2 [令和 5 年度「02A:建築工事」](#)で希望種目登録していること
- 3 当該案件の入札書提出日から開札日まで有効な電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第 13 条第 1 項第 1 号の電子証明書（以下「IC カード」という。）を取得し、大阪市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用するための大阪市の電子業者登録（IC カードの登録）を完了している者であること。なお、特定建設工事共同企業体については代表者が IC カードを取得し、事業協同組合等（以下「組合」という。）については代表者が組合としての IC カードを取得し、電子入札システムを利用するための大阪市の電子業者登録を完了している者であること
- 4 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- 5 建設業法に基づく[「建築工事業」](#)にかかる[特定](#)建設業許可を有すること
- 6 次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること
 - (1) 建設業法に係る[「建築工事業」](#)の[監理技術者](#)であること
 - (2) 監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること
 - (3) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）が 3,500 万円以上（ただし建築一式工事は 7,000 万円以上）の場合は、常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ、入札書提出期限日現在において 3 か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）が 3,500 万円未満（ただし建築一式工事は 7,000 万円未満）の場合は、入札書提出期限日現在において常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であること
 - (4) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）が 3,500 万円以上（ただし建築一式工事は 7,000 万円以上）の場合は、専任の技術者を配置できることとし、その配置予定の技術者は、落札決定日現在で、他の工事に従事していないこと
- 7 入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市の税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税〔普通徴収〕、市・府民税〔特別徴収〕、固定資産税・都市計画税〔土地・家屋〕、固定資産税〔償却資産〕、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金及び延滞処分費）を完納していること
- 8 消費税及び地方消費税の未納がないこと
- 9 入札書提出日において、建設業法第 28 条第 3 項又は同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと

- 10 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- 11 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- 12 入札書提出日において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過していないこと
- 13 入札書提出日に有効な経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類・完成工事高の年平均が「0」でないこと
- 14 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること
- 15 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの 1 者しか参加できない。

 - (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。

 - ① 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

 - ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) 以下のいずれかに該当する 2 者の場合

- ① 組合（共同企業体を含む。）とその構成員
 - ② 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合
 - ③ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合
 - ④ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
 - ⑤ 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合
 - (4) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 16 入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当しないこと
- (1) 建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市内において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けている
 - (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている
 - (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
 - (4) 直近の経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過している
 - (5) 経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」である

入札経過調書備考			
案件番号	00000000000202300208		
案件名称	大阪プール天井改修その他工事-2		
工事場所	港	(入札の日時) 令和05年06月27日 13時30分	
評価順位 (不落随契対象者)	標準点	加算点	評価値
1位 (株) フジタ	100	5	5.1257

016077 af8e1690faae5c67b

入札經過調書

[illegible]

016077 af8e1690faae5c67b

入札経過調書

案件番号	00000000000202300208			
案件名称	大阪プール天井改修その他工事－2			
工事場所	港	(入札の日時) 令和05年06月27日 13時30分		
(入札の経過)				
入札者	等級	住所 (行政区)	第2回 入札金額	摘要
(株) フジタ		東京都 北	2,113,000,000 円	超過
入札の結果	落札候補者の審査順位または落札者を決定するうえで同価の入札が2者以上あったときは、くじによりこれを決定しました。			決定
落札者又は 契約の相手方	(株) フジタ	落札金額又は 決定金額	2,048,500,000 円	
(記 事) 上記金額に10%に相当する額を加算した金額が法令上の入札 価格であり、落札(決定)金額である。		決定日	令和05年08月01日	
予定価格(税抜)		金 額	2,049,000,000 円	
最低制限価格 又は 低入札価格調査基準価格(税抜)		金 額	1,909,944,000 円	

016077 af8e1690faae5c67b

入札経過調書				
案件番号	00000000000202300208			
案件名称	大阪プール天井改修その他工事－2			
工事場所	港	(入札の日時) 令和05年06月27日 13時30分		
(入札の経過)				
入札者	等級	住所 (行政区)	見積 入札金額	摘要
(株) フジタ		東京都 北	2,048,500,000 円	
入札の結果	落札候補者の審査順位または落札者を決定するうえで同価の入札が2者以上あったときは、くじによりこれを決定しました。			決定
落札者又は 契約の相手方	(株) フジタ		落札金額又は 決定金額	2,048,500,000 円
(記 事) 上記金額に10%に相当する額を加算した金額が法令上の入札 価格であり、落札(決定)金額である。			決定日	令和05年08月01日
予定価格(税抜)		金 額	2,049,000,000 円	
最低制限価格 又は 低入札価格調査基準価格(税抜)		金 額	1,909,944,000 円	

016077 af8e1690faae5c67b

(様式－6)

自己採点表

工事名称： _____
 商号又は名称： _____

評価分類	評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己採点 (入札者)	評価結果 (発注者)
企業の 施工能力	優良成績評定 事業者表彰受 賞又は優良成 績認定の有無	公告日の属する年度及び直前の4ヵ年度内 の本市発注工事の同一種目（建築工事）に おける優良成績評定事業者表彰又は優良成 績認定の有無（いずれかを加点する）	優良成績評定事業者表彰を受けた	0.5	0	0
			優良成績認定を受けた	0.2		
			いずれもない	0		
	優良な工事成 績評定点の有 無	公告日の属する年度の直前の5ヵ年度内に 工事期限が設定されている本市発注工事の 同一種目（建築工事）における工事成績評 定点の最高点	80点以上	1	0	0
			75点以上80点未満	0.5		
			75点未満・実績なし	0		
	同種工事の施 工実績の有無	公告日の属する年度の直前の10ヵ年度内及 び現年度の公告日まで工事期限が設定さ れている同種工事（※）の元請施工の実績	2件以上	2.5	0	0
			1件	1.5		
			0件	0		
	工事成績評定 点が65点未満 のものの有無	公告日の属する年度の直前の年度に工事期 限が設定されている本市発注工事の同一種 目（建築工事）における工事成績評定点が 65点未満のものの有無	なし	0	0	0
あり			-0.5			
配置 予定技術者の能力	配置予定技術 者の施工経験	公告日の属する年度の直前の10ヵ年度内及 び現年度の公告日まで工事期限が設定さ れている同種工事（※）において監理技術 者、主任技術者、特例監理技術者又は現場 代理人（工事に携わる段階で、監理技術者 に必要な国家資格等を有していた場合）と して従事した元請施工の実績	2件以上	2.5	0	0
			1件	1.5		
			0件	0		
	配置予定技術 者の工事成績 評定点	公告日の属する年度の直前の5ヵ年度内に 工事期限が設定されている本市発注工事の 同一種目（建築工事）において監理技術 者、主任技術者、特例監理技術者又は現場 代理人（工事に携わる段階で、監理技術者 に必要な国家資格等を有していた場合）と して従事した工事成績評定点の最高点	80点以上	1	0	0
			75点以上80点未満	0.5		
			75点未満・実績なし	0		
企業の 社会性・ 信頼性	品質管理マネ ジメントシス テム	本市との契約締結の営業所においてISO9001 の認証取得	取得している	0.5	0	0
			取得していない	0		
	環境マネジメ ントシステム	本市との契約締結の営業所において ISO14001又はエコアクション21の認証取得	取得している	0.5	0	0
			取得していない	0		
	女性活躍推進 法、次世代育 成支援対策推 進法及び青少 年の雇用の促 進等に関する 法律の取組	大阪市女性活躍リーディングカンパニー、 女性活躍推進法に基づく認定制度、次世代 育成支援対策推進法に基づく認定制度、青 少年の雇用の促進等に関する法律に基づく 認定制度の取得状況	大阪市女性活躍リーディングカンパ ニーの認証（チャレンジ企業認証以 外）、女性活躍推進法に基づく認 定、次世代育成支援対策推進法に基 づく認定、青少年の雇用の促進等 に関する法律に基づく認定のいずれか を取得している	0.5	0	0
			・大阪市女性活躍リーディングカン パニーのチャレンジ企業認証の取得 ・次世代育成支援対策推進法又は女 性活躍推進法における一般事業主行 動計画提出義務がない企業が、任意 で同計画を届け出ている 上記いずれかを満たしている	0.2		
			取得していない	0		
	建設キャリア アップシステ ム	建設キャリアアップシステムにおける事業 者の登録状況	登録している	0.5	0	0
			登録していない	0		
	障がい者の雇 用状況	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に 基づき雇用状況の報告を義務付けられて いる事業者で法定雇用率を達成している又は 義務付けられている事業者以外で障がい者 を常時雇用している	達成している又は 常時雇用している	0.5	0	0
			上記以外	0		
	若手技術者の 育成に関する 取組	技術職員名簿に記載された35歳未満の職員 数が技術職員名簿全体の15%以上又は新た に技術職員名簿に記載された35歳未満の技 術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の いずれか	満たしている	0.5	0	0
			満たしていない	0		
	地域性	本市における本店の所在地の有無	あり	0.5	0	0
			なし	0		
加算点合計				11	0	0

※同種工事は、工事ごとに示す「入札説明書」により提示します。

同種工事の条件は一件の工事で満たすこととしています。複数件の工事を合算することはできません。

各評価項目の評価基準及び留意事項等

1 企業の施工能力

(1) 優良成績評定事業者表彰・優良成績認定

評価内容	評価基準	評価点
公告日の属する年度及び直前の4ヵ年度内の本市発注工事の同一種目における優良成績評定事業者表彰又は優良成績認定に該当する業者を優位に評価します（いずれかを加点する）。	優良成績評定事業者表彰を受けた	0.5
	優良成績認定を受けた	0.2
	いずれもない	0
提出書類		
・優良成績評定事業者表彰の表彰状の写し ・優良成績認定証の写し		
評価における留意事項		
・同一種目については、入札公告に掲げる工事種目とします。 ・入札参加が共同企業体の場合、評価点については、評価基準に基づいた全ての構成員の評価点の合計を構成員数で割ることとし、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位とします（実績がない構成員は0点として計算します。）。 - 例1：A社とB社の共同企業体で、A社は優良成績評定事業者表彰を受けた、B社は優良成績認定を受けた場合、A社は0.5点、B社は0.2点となり、いずれかの構成員の評価点で評価するので0.5点となる。 - 例2：C社とD社とE社の共同企業体で、C社は優良成績認定を受けた、D社とE社は実績なしの場合、C社は0.2点、D社とE社は0点となり、いずれかの構成員の評価点で評価するので0.2点となる。 ・会社の優良成績評定事業者表彰又は優良成績認定が共同企業体によるものである場合には、出資割合が15%以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付してください（工事実績情報システム（C O R I N S）の竣工登録時カルテの写し、工事請負契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はありません。）。		

(2) 優良な工事成績評定点の有無

評価内容	評価基準	評価点
公告日の属する年度の直前の5ヵ年度内に工事期限	80点以上	1

が設定されている本市発注工事の同一種目における 工事成績評定点の最高点が高い業者を優位に評価し ます。	75 点以上 80 点未満	0.5
	75 点未満・実績なし	0
提出書類		
・工事成績評定通知書の写し		
評価における留意事項		
・公告日の属する年度の直前の 5 ヶ年度内に工事期限が設定されている本市発注工事とは、以下のとおりです。 例：公告日が令和 5 年 9 月 1 日の場合、平成 30 年度から令和 4 年度に工事期限が設定されている本市発注工事 ・同一種目については、入札公告に掲げる工事種目とします。 ・入札参加が共同企業体の場合、評価点については、評価基準に基づいた全ての構成員の評価点の合計を構成員数で割ることとし、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位とします（実績がない構成員は 0 点として計算します。）。 例 1：A 社と B 社の共同企業体で、A 社は最高点が 81 点、B 社は最高点が 78 点の場合 $((1 \text{ 点} \times 1 \text{ 者}) + (0.5 \text{ 点} \times 1 \text{ 者})) \div 2 \text{ 者} = 0.75 \text{ 点} \rightarrow 0.8 \text{ 点}$ 例 2：C 社と D 社と E 社の共同企業体で、C 社は最高点が 77 点、D 社は実績なし、E 者は最高点が 72 点の場合 $((0.5 \text{ 点} \times 1 \text{ 者}) + (0 \text{ 点} \times 2 \text{ 者})) \div 3 \text{ 者} = 0.16 \text{ 点} \rightarrow 0.2 \text{ 点}$ ・会社の工事成績評定点が共同企業体によるものである場合には、出資割合が 15%以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付してください（工事实績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写し、工事請負契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はありません。）。		

(3) 同種工事の施工実績の有無

評価内容	評価基準	評価点
公告日の属する年度の直前の 10 ヶ年度内及び現年度の公告日までに工事期限が設定されている同種工事の元請施工の実績のある業者を優位に評価します。	2 件以上	2.5
	1 件	1.5
	0 件	0
提出書類		
以下の①～④により確認します。 ① 同種工事施工実績調書（様式－2） ② 工事实績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写し ③ 工事請負契約書の写し		

④ 建築計画概要書等	
評価における留意事項	
・公告日の属する年度の直前の10ヵ年度内及び現年度の公告日までに工事期限が設定されている同種工事とは、以下のとおりです。 例：公告日が令和5年9月1日の場合、平成25年度から令和5年9月1日までに工事期限が設定されている同種工事 ・同種工事の条件は、入札公告に掲げます。また、1件の工事で条件を満たすこととし、複数件の工事を合算することはできません。ただし、1つの建築物が複数契約に分割されている工事については、契約を締結している工事を合算して1本の工事実績とすることができます。 ・工事請負契約書の写しは、同種工事の条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものとします。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等も併せて添付してください。民間工事の場合も同じです。 ・入札参加が共同企業体の場合、施工実績については、全ての構成員の実績件数の評価点の合計を構成員数で割ることとし、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位とします（実績がない構成員は0点として計算します。）。 例1：A社とB社の共同企業体で、A社は同種工事の実績が2件、B社は同種工事の実績が1件の場合 $((2.5 \text{ 点} \times 1 \text{ 者}) + (1.5 \text{ 点} \times 1 \text{ 者})) \div 2 \text{ 者} = 2 \text{ 点}$ 例2：C社とD社とE社の共同企業体で、C社は同種工事の実績が2件、D社は同種工事の実績が1件、E社は実績なしの場合 $((2.5 \text{ 点} \times 1 \text{ 者}) + (1.5 \text{ 点} \times 1 \text{ 者}) + (0 \text{ 点} \times 1 \text{ 者})) \div 3 \text{ 者} = 1.33 \text{ 点} \rightarrow 1.3 \text{ 点}$ ・会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、出資割合が15%以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付してください（工事実績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写し、工事請負契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はありません。）。	

(4) 工事成績評定点が65点未満のものの有無

評価内容	評価基準	評価点
公告日の属する年度の直前の年度に工事期限が設定されている本市発注工事の同一種目における工事成績評定点の65点未満のものがない業者を優位に評価します。	なし	0
	あり	-0.5
提出書類		

・工事成績評定についての申告書（様式－５）
評価における留意事項
・公告日の属する年度の直前の年度に工事期限が設定されている本市発注工事とは、以下のとおりです。 例：公告日が令和５年９月１日の場合、令和４年度に工事期限が設定されている本市発注工事 ・同一種目については、入札公告に掲げる工事種目とします。 ・入札参加が共同企業体の場合、評価点については、評価基準に基づいた全ての構成員の評価点の合計を構成員数で割ることとし、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位とします（実績がない構成員は０点として計算します。）。 例１：Ａ社とＢ社の共同企業体で、工事成績評定点が６５点未満のものがＡ社はなし、Ｂ社はありの場合 $((0 \text{ 点} \times 1 \text{ 者}) + (-0.5 \text{ 点} \times 1 \text{ 者})) \div 2 \text{ 者} = -0.25 \text{ 点} \rightarrow -0.3 \text{ 点}$ 例２：Ｃ社とＤ社とＥ社の共同企業体で、工事成績評定点が６５点未満のものがＣ社とＤ社はなし、Ｅ者はありの場合 $((0 \text{ 点} \times 2 \text{ 者}) + (-0.5 \text{ 点} \times 1 \text{ 者})) \div 3 \text{ 者} = -0.16 \text{ 点} \rightarrow -0.2 \text{ 点}$

２ 配置予定技術者の能力

(１) 配置予定技術者の施工経験

評価内容	評価基準	評価点
配置予定技術者が有する、公告日の属する年度の直前の１０ヵ年度内及び現年度の公告日までに工事期限が設定されている同種工事において監理技術者、主任技術者、特例監理技術者又は現場代理人（工事に携わる段階で、監理技術者に必要な国家資格等を有していた場合）として従事した元請施工の実績を評価します。	２件以上	2.5
	１件	1.5
	０件	0
提出書類		
以下の①～⑤により確認します。ただし、④を提出することができない場合は、⑥により確認します。また、施工実績が現場代理人の場合は⑦も確認します。 ① 入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し ② 配置予定技術者の同種工事施工実績調書（様式－３） ③ 工事請負契約書の写し ④ 工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の竣工登録時カルテの写し ⑤ 建築計画概要書等 ⑥ 当該工事への従事を証明する氏名及び従事した役割（監理技術者、主任技術者、特例監理技術者又は現場代理人）が記載されている施工体系図の写し、又は当該工事の発注		

者からの証明書（元請であること及び契約書の写し等が原本と相違ないことを明示し、工事名称及び配置技術者氏名、発注者名、従事役職（監理技術者等）、工期、従事期間、工事内容（建築物規模、用途）の記載及び発注者の代表印の押印がある物）

- ⑦ 監理技術者に必要な国家資格等の証の写し（工事に携わる段階で、監理技術者に必要な国家資格等を有していたことが確認できる資料）

評価における留意事項

- ・公告日の属する年度の直前の 10 ヶ年度内及び現年度の公告日までに工事期限が設定されている同種工事とは、以下のとおりです。

例：公告日が令和 5 年 9 月 1 日の場合、平成 25 年度から令和 5 年 9 月 1 日までに工事期限が設定されている同種工事

- ・同種工事の条件は、入札公告に掲げます。また、1 件の工事で条件を満たすこととし、複数件の工事を合算することはできません。ただし、1 つの建築物が複数契約に分割されている工事については、契約を締結している工事を合算して 1 本の工事実績とすることができます。
- ・工事請負契約書の写しは、同種工事の条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければいけません。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等も併せて添付してください。民間工事の場合も同様です。
- ・入札参加が共同企業体の場合、施工実績については、代表構成員を評価することとします。
- ・入札参加資格審査において、代表構成員の配置予定技術者を複数名申請している場合は、評価は低い点数の技術者で行いますが、根拠資料は申請した全員分の資料を提出してください。
- ・配置予定技術者の施工実績が共同企業体によるものである場合には、出資割合が 15% 以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付してください（工事実績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写し、工事請負契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はありません。）。

(2) 配置予定技術者の工事成績評定点

評価内容	評価基準	評価点
配置予定技術者が有する、公告日の属する年度の直前の 5 ヶ年度内に工事期限が設定されている本市発注工事の同一種目において監理技術者、主任技術者、特例監理技術者又は現場代理人（工事に携わる段階で、	80 点以上	1
	75 点以上 80 点未満	0.5

監理技術者に必要な国家資格等を有していた場合)として従事した工事の工事成績評定点の最高点を評価します。	75 点未満・実績なし	0
提出書類		
以下の①～③により確認します。ただし、施工実績が現場代理人の場合は④も確認します。 ① 入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し ② 工事成績評定通知書の写し ③ 工事实績情報システム（C O R I N S）の竣工登録時カルテの写し④ 監理技術者に必要な国家資格等の証の写し（工事に携わる段階で、監理技術者に必要な国家資格等を有していたことが確認できる資料）		
評価における留意事項		
・公告日の属する年度の直前の 5 ヶ年度内に工事期限が設定されている本市発注工事とは、以下のとおりです。 例：公告日が令和 5 年 9 月 1 日の場合、平成 30 年度から令和 4 年度に工事期限が設定されている本市発注工事 ・同一種目については、入札公告に掲げる工事種目とします。 ・入札参加が共同企業体の場合、代表構成員を評価することとします。 ・入札参加資格審査において、構成員の配置予定技術者を複数名申請している場合は、評価は低い点数の技術者で行いますが、根拠資料は申請した全員分の資料を提出してください。 ・配置予定技術者の工事成績評定点が共同企業体によるものである場合には、出資割合が 15%以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付してください（工事实績情報システム（C O R I N S）の竣工登録時カルテの写し、工事請負契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はありません。）。		

3 企業の社会性・信頼性

(1) 品質マネジメントシステム

評価内容	評価基準	評価点
本市との契約締結の営業所において ISO9001 の認証取得している業者を優位に評価します。	取得している	0.5
	取得していない	0
提出書類		
・ ISO9001 登録証の写し ・ 本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し		
評価における留意事項		
・ ISO9001 の認証は、開札日において、有効期限が切れていないもので、かつ、本市と契		

約を締結する権限を有している営業所が認証取得している場合にのみ評価対象とします。

- ・認証の範囲は、建設工事の施工に関するものに限りします。
- ・入札参加が共同企業体であり、構成員の評価点がそれぞれ異なる場合は、評価点の低いもので評価とします。

例：A社とB社の共同企業体で、A社は取得している、B社は取得していない場合、A社は0.5点、B社は0点となり、評価点の低いもので評価するので0点となる。

(2) 環境マネジメントシステム

評価内容	評価基準	評価点
本市との契約締結の営業所において ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得している業者を優位に評価します。	取得している	0.5
	取得していない	0
提出書類		
①ISO14001 の場合 ・ISO14001 登録証の写し ・本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し ②エコアクション 21 の場合 ・エコアクション 21 認証・登録証の写し ・本市との契約締結の営業所が対象事業所に登録されていること		
評価における留意事項		
・ISO14001 の認証は、開札日において、有効期限が切れていないもので、かつ、本市と契約を締結する権限を有している営業所が認証取得している場合にのみ評価対象とします。 ・認証の範囲は、建設工事の施工に関するものに限りします。 ・入札参加が共同企業体であり、構成員の評価点がそれぞれ異なる場合は、評価点の低いもので評価とします。 例：A社とB社の共同企業体で、A社は取得している、B社は取得していない場合、A社は0.5点、B社は0点となり、評価点の低いもので評価するので0点となる。		

(3) 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法及び青少年の雇用の促進等に関する法律の取組

評価内容	評価基準	評価点
・ 大阪市女性活躍リーディングカンパニーのチャレンジ企業認証、一つ星認証、二つ星認証、三つ星認証 ・ 女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定 ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のトライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定 ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定のユースエール認定制度 ・ 次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法における一般事業主行動計画提出義務がない企業の一般事業主行動計画の届け出 上記いずれかを満たしている業者を優位に評価します。	大阪市女性活躍リーディングカンパニーの認証（チャレンジ企業認証以外）、女性活躍推進法に基づく認定、次世代育成支援対策推進法に基づく認定、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定のいずれかを取得している	0.5
	・ 大阪市女性活躍リーディングカンパニーのチャレンジ企業認証の取得 ・ 次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法における一般事業主行動計画提出義務がない企業が、任意で同計画を届け出ている 上記いずれかを満たしている	0.2
	取得していない	0
提出書類		
①大阪市女性活躍リーディングカンパニーの場合 ・ 大阪市女性活躍リーディングカンパニーの認証書の写し ②えるぼし認定、プラチナえるぼし認定の場合 ・ 基準適合一般事業主認定通知書の写し ③トライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定の場合 ・ 基準適合一般事業主認定通知書の写し又は基準適合認定一般事業主通知書の写し ④ユースエール認定の場合 ・ 基準適合事業主認定通知書の写し		

⑤次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法における一般事業主行動計画提出義務がない企業の場合 ・一般事業主行動計画策定・変更届の写し（都道府県労働局の受付印があるもの。受付印がない場合は、一般事業主行動計画策定・変更届の写しに加え、公表方法が確認できる「厚生労働省のホームページ『両立支援ひろば』での企業データ詳細画面の写し」、「自社のホームページの写し」又は「その他公表方法の分かる資料」を添付すること。）
評価における留意事項
・認証及び認定は、開札日において、本市と契約を締結する権限を有している大阪市内の営業所が有効に取得している場合にのみ評価対象とします。 ・入札参加が共同企業体であり、構成員の評価点がそれぞれ異なる場合は、評価点の低いもので評価とします。 例：A社とB社の共同企業体で、A社は取得している、B社は取得していない場合、A社は0.5点、B社は0点となり、評価点の低いもので評価するので0点となる。

(4) 建設キャリアアップシステム

評価内容	評価基準	評価点
建設キャリアアップシステムの登録をしている業者を優位に評価します。	登録している	0.5
	登録していない	0
提出書類		
・「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」又は「事業者登録完了メール」の写し（「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」の写しも可） ・本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し		
評価における留意事項		
・建設キャリアアップシステムの登録は、開札日において、本市と契約を締結する権限を有している大阪市内の営業所が登録している場合にのみ評価対象とします。ただし、本社等、他の営業所で一括して管理している場合で、当該工事においても建設キャリアアップシステムの活用ができる場合においては評価対象とします。 ・入札参加が共同企業体であり、構成員の評価点がそれぞれ異なる場合は、評価点の低いもので評価とします。 例：A社とB社の共同企業体で、A社は登録している、B社は登録していない場合、A社は0.5点、B社は0点となり、評価点の低いもので評価するので0点となる。		

(5) 障がい者の雇用状況

評価内容	評価基準	評価点
「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又は義務付けられている事業者以外で障がい者を常時雇用している業者を優位に評価します。	達成している又は常時雇用している	0.5
	上記以外	0
提出書類		
①義務付けられている事業者 ・ 障害者雇用状況報告書（直近の6月1日のもの）の写し （公共職業安定所（ハローワーク）に電子申請された方は申請用紙を印刷したもの） ②義務付けられていない事業者 ・ 障がい者雇用状況調書（様式－4）		
評価における留意事項		
・ 入札参加が共同企業体であり、構成員の評価点がそれぞれ異なる場合は、評価点の低いもので評価とします。 例：A社とB社の共同企業体で、A社は雇用している、B社は雇用していない場合、A社は0.5点、B社は0点となり、評価点の低いもので評価するので0点となる。		

(6) 若手技術者の育成に関する取組

評価内容	評価基準	評価点
技術職員名簿に記載された35歳未満の職員数が技術職員名簿全体の15%以上又は新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上のいずれかを満たしている業者を優位に評価します。	満たしている	0.5
	満たしていない	0
提出書類		
・ 最新の経営事項審査結果通知書の写し		
評価における留意事項		
・ 入札参加が共同企業体であり、構成員の評価点がそれぞれ異なる場合は、評価点の低いもので評価とします。 例：A社とB社の共同企業体で、A社は満たしている、B社は満たしていない場合、A社は0.5点、B社は0点となり、評価点の低いもので評価するので0点となる。		

(7) 地域性

評価内容	評価基準	評価点
本店の所在地が本市である業者を優位に評価します。	あり	0.5
	なし	0
提出書類		
・なし		
評価における留意事項		
・入札参加が共同企業体の場合、評価点については、いずれかの構成員の評価点とします。 例：A社とB社の共同企業体で、A社があり、B社はなしの場合、A社は0.5点、B社は0点となり、いずれかの構成員の評価点で評価するので0.5点となる。		

(別表 5)

本工事は、価格と価格以外の定量化された評価項目を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）である。

1. 自己採点表の評価項目のうち、「同種工事の施工実績の有無」及び「配置予定技術者の施工経験」の「同種工事」とは、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき新築又は増築された工事
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の法別表第 1（三）項のうち、体育館、水泳場、スケート場、スポーツ練習場の用途に供するもの
- (3) 建築物の延べ面積（増築の場合は増築部分、複数の用途を有する場合は上記用途が専有する部分を対象とし、共有部分は含まない。）が、13,000 m²以上の工事

なお、延べ面積は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 4 号（ただし書きを除く）の規定によることとする。

2. 共通事項 10 低入札価格調査(1)の価格による失格基準について

以下のとおり価格による失格基準を設定し、調査基準価格に満たない全ての入札者について、失格基準を満たす入札であるか確認する。確認の結果、同基準額に満たない全ての入札者については落札者とししない。

項目	算定式	価格による失格基準
直接工事費 (直接工事費－現場管理費相当額※)	本市設計金額の 90%	左記の 合計金額未満
共通仮設費	本市設計金額の 80%	
現場管理費 (現場管理費＋現場管理費相当額※)	本市設計金額の 80%	
一般管理費等	本市設計金額の 30%	

※現場管理費相当額は、直接工事費の 10%とする。

低入札価格調査対象者が同基準額を満たしている場合に、別途定める低入札価格根拠資料（本市指定様式）の提出を求める。

本落札方式の F A Q を電子調達システム【入札・契約制度に関するお知らせ】> ▼総合評価落札方式（特別簡易型）の実施について<R3.9.7>→別表（参考）に掲載している。